

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エリトリア	貧困農民支援に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	310,000千円 H19.3.31まで	H19.3.15 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 宮村智在エリトリア大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 トゥカムズギ・テスファ在ケニアエリトリア臨時代理大使	H19.3.28 180号
エリトリア	デアラ州地方都市給水計画のためエリトリア国政府との間の交換公文	デアラ州地方都市給水計画を実施するために必要な給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,524,000千円 (H19年度) 316,000千円) H20.3.31まで (H20年度) 1,012,000千円) H21.3.31まで (H21年度) 196,000千円) H22.3.31まで	H19.5.28 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 大村昌弘在エリトリア臨時代理大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 サリー・オヤール・アブドゥラ在ケニアエリトリア大使	H19.6.7 338号
エリトリア	地域医療向上計画のための贈与に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の交換公文	地域医療向上計画を実施するために必要な機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与 4. 上記1.の機材の運用及び維持・管理指導に必要な役務の供与	296,000千円 H20.3.31まで	H19.9.5 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 大村昌弘在エリトリア臨時代理大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 トゥカムズギ・テスファ在ケニアエリトリア臨時代理大使	H19.9.21 537号
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与	390,000千円 H20.3.31まで	H19.12.5 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 岩谷滋雄在エリトリア大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 サリー・オヤール・アブドゥラ在ケニアエリトリア大使	H19.12.18 688号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。